

各務原市立鵜沼第一小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条及び「各務原市におけるいじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針および対策を示すものである。人権尊重の理念に基づき、本校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう策定するものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、鵜沼第一小学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

(2) 基本認識

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、見ようと思って見ないと見つけにくいものである。
- 本人がいじめと認識したことについては、どんなに小さな事でも速やかに対応すべきものである。

(3) 学校としての構え

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有して「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」を進める。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感・自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- 「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導等
- 「分かる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業づくりに努める。
 - ハイパーQ-U検査や心のアンケート、教育相談を生かしたり、SST（ソーシャルスキルトレーニング）等を実施したりして、児童の実態を把握し、児童が居場所と絆を実感できる集団づくりに努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- 異学年での縦割り班での交流活動（なかよし遊び）のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

- 児童会が主催のいじめゼロ集会を開催することを通して、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成を図る。
- 進んでボランティアを行おうとする態度を養うために、ボランティアについて考え、実践する場を確保し、ボランティア手帳を活用して、「ボランティアの心」や「他を思いやる心」の定着を図る。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- 道徳の授業を通して、自らを律し、他者との関わりの中でよりよく生きようとする心情を高める。また、全ての教育活動において児童の自己肯定感と自己有用感を高め、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 全校児童のインターネットに関する現状把握に努めるとともに、関係機関と連携して、児童や保護者に情報モラルに関する情報提供や啓発を行う。

3 いじめの早期発見・早期対応のための取組

(1) Q-U検査，アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集，校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止，早期発見・早期対応ができるように，夏休み前はハイパーQ-U検査，4月，9月，1月（長期休み明け学校形式），6月，11月，2月末（市形式）に心のアンケート（記名式，無記名式，持ち帰り式）を実施し，児童の心の変容を把握することに努め，対応に生かす。
- 年間3回のいじめ調査等を全教職員の共通理解のもと実施し，いじめ未然防止・対策委員会で状況を確認し，対策を検討する。

(2) 教育相談の充実

- 6月，11月，3月を教育相談月間，12月を人権教育月間と位置づける。ハイパーQ-U検査，心のアンケート調査実施後，学級担任が児童全員と個別面談を行い，児童のわずかな変化に対しても対応できるように努める。
- 教育相談コーディネーター，心の相談員を位置づけ，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携を深め，校内における教育相談体制の充実を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- 学校の教職員に対して，「法」「条例」及び「市基本方針」を周知するとともに，学校の課題を踏まえて策定した「学校いじめ防止基本方針」の周知を図る。
- アンケート調査やハイパーQ-U検査等の結果をもとに，職員研修で対応策を考察する。全職員で共通理解をし，教育相談の充実に努め，対応に生かす。

(4) 保護者との連携

- 保護者の気持ちや考え方に謙虚に耳を傾け，学校としての考え方を一方的に押しつけることなく，協力して解決に当たるといった姿勢をもつ。
- いじめの事実関係等の情報を正確に伝え，取組の様子が理解されるように心がける。
- 児童の交友関係，生活の様子等について，常に情報交換を行う。
- 家庭のプライバシーの保護には十分留意する。

○児童に変わった兆候があれば、すぐ保護者に連絡をする等きめ細かに対応する。

【被害児童の保護者に対して】

○迅速に保護者に事実関係を伝える。

○徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、当該児童の心のケアと安全確保について組織的に対応する。

【加害児童の保護者に対して】

○正確な事実関係を聴取したら迅速に連絡し、被害児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

○「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

○学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(5) 地域との連携

○社会全体で児童等を見守るために、PTAや通学路見まもり隊、補導員等と日頃から連携を取り、地域で児童を健全に育成する体制をつくる。

○鶴沼中学校区の小・中学校で生徒指導連絡会を組織する。各校に学校訪問を行うなど、いじめ等の生徒指導上の課題について校区の小中学校の共通理解を図り、連携して指導する体制を整備する。

(6) 関係機関等との連携

○市教育委員会やSSW（スクールソーシャルワーカー）、子ども家庭支援課、市少年センター、教育センター「すてっぷ」、警察、中央子ども相談センター、民生児童委員等と日頃から連携を取り、指導・助言を得たり、情報交換を行ったりして協力関係を築く。

○相談機関との連絡窓口を明確にし、その係と学校や保護者との連絡を密にする。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法：第22条）

法の第22条を踏まえ、いじめ防止に関する措置を行うため、管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーターを常任とし、非常任として当該学年主任、当該学級担任、その他必要と認める教職員、養護教諭、スクールソーシャルサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、関係機関職員を交え、「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

必要に応じて委員会を開催する。

◆いじめ未然防止・対策委員会◆

【常任】 校長、教頭、生徒指導主事、関係学級担任

【非常任】 当該事案の関係学年主任、教務主任、教育相談コーディネーター、その他必要と認められる教職員、養護教諭、スクールソーシャルサポーター、スクールカウンセラー など
スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、関係機関職員

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
四月	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A総会で※「いじめ基本方針」策定の流れを説明(※以後「方針」) ・ 学校だより， W e b ページにて「方針」の発信 ・ 職員研修会の実施（「方針」の策定と年間の流れを説明） ・ いじめ未然防止の考えを盛り込んだ，学級目標の設定 ・ 第1回心のアンケート（学校形式）の実施 	「方針」の策定
五月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・ 学校運営協議会にて本校の「方針」を説明 ・ 計画委員によるいじめゼロに向けての目標決めと全校への周知 ・ ネットモラル安心・安全利用研修会の実施 (外部講師による5. 6年児童と保護者向けのネットモラル研修会) 	
六月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回心のアンケート（市形式）の実施 ・ 個別の教育相談の実施 ・ ハイパーQ-Uテスト（記名式アンケート）の実施 	QUテスト
七月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回「教職員の取組評価アンケート」の実施 	第1回 県いじめ調査
八月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修会（いじめ未然防止，早期発見早期対応） 	
九月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回心のアンケート（学校形式）の実施 ・ 第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 (前期のいじめ・防止対策の取組の振り返り，後期の取組につなぐ) 	
十月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童向けネットモラル研修の実施 	
十一月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回心のアンケート（市形式）の実施 ・ ハイパーQ-Uテスト（記名式アンケート）の実施 ・ 個別の教育相談の実施 ・ いじめ未然防止に向けた各クラスでの取り組み目標決めと取組 	QUテスト
十二月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ未然防止に向けた全校での取組のまとめ（全校集会） ・ 「ひびきあいの日」の実践（いじめに関する道徳授業） ・ 第2回「教職員の取組評価アンケート」の実施 	第2回 県いじめ調査 いじめゼロ集会
一月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員による次年度の取組計画の作成 ・ 第5回心のアンケート（学校形式）の実施 	
二月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6回心のアンケート（市形式）の実施 ・ 第3回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 (本年度のいじめ防止，対策の取組の振り返り) ・ 学校運営協議会にて本年度の取組成果を説明 	
三月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回「教職員の取組評価アンケート」の実施 ・ 個別の教育相談の実施（次年度に向けて） ・ 学校だよりで本年度の取組成果を説明 	第3回県 いじめ調査 (国の調査)

* 毎月，教育相談生徒指導交流会を開き，職員間で児童理解を図る。

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示する）

- 迅速に正確な実態把握をする。当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。関係職員と情報を共有し、いじめの全体像を把握する。
- 指導のねらいを明確にし、いじめ未然防止対策委員会にて、指導体制と方針を決定する。全ての教職員の共通理解を図り、対応する教職員の役割分担を決定する。
- 当事者児童への指導と支援を行う。いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。いじめた児童には、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 保護者に具体的な対策を説明するとともに、家庭での協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- 継続的に指導や支援を行い、心の教育の充実を図る。一人一人が大切にされる学級経営を行っていく。

(2) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに関わる行為がやんでいること

いじめの解消とは、被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）であるため、相当の期間が経過するまで、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した時点でその後の対応を慎重に判断する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに関わる行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 重大事態と判断されたときの対応（法第28条に基づいて明示する）

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、被害児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、下記の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。

9 個人情報等の取扱い

(1) 個人情報等の取扱い

調査によって確認された事実関係は、関係する児童やその保護者への継続的な支援、指導、助言などに活用すると共に、重大事態に至った要因や経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再発することのないよう、指導の改善に活用するようにする。

(2) 資料の保管

アンケートの質問票やQ-U検査の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童が中学卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。

(令和6年3月31日 改定)